

新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険求職者給付の特例のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により自己都合離職された方は、正当な理由のある自己都合離職として給付制限がなくなる場合があります。

令和2年2月25日以降に、以下のいずれかの理由により離職した方は「特定理由離職者」として、雇用保険求職者給付の給付制限がなくなり、支給開始が早くなります。現在、給付制限期間中の方も、この特例措置を受けることができます。

<「特定理由離職者」となる場合>

- ①同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより看護または介護が必要となったことから自己都合離職した場合
- ②本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校*1、特別支援学校*2、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る）の養育が必要となったことから自己都合離職した場合
*1 小学校課程のみ *2 高校まで
- 子の養育が必要となったことによる自己都合退職について、当所の誤った説明により特例措置を受けられなくなっている方がいる可能性が生じました。このため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い自己都合退職された方について、特に子供の養育が必要となったことによる場合は経緯も含め窓口にお申し出ください。

<雇用保険求職者給付の手続がお済みの方へ>

- 給付制限期間に入っている方（待期満了後の方）は、失業の認定を受けることができます。
 - ハローワークから指定された失業認定日（「雇用保険受給資格者証」に記載があります）にかかわらず、早い時期から給付が受けられる可能性があります。
- 下記、お問い合わせ先にご相談ください。

■お問い合わせ先■

ハローワーク飯田橋 電話03-3812-8609 部門コード45#

